

**秋田県透析施設災害ネットワークマニュアル
(第2版)**

秋田腎不全研究会 災害対策委員

公益社団法人 秋田県臨床工学技士会 災害対策委員会

I. 目的

秋田県内において災害発生時の透析医療を円滑に行えるよう、県内透析医療施設の支援機関として秋田腎不全研究会を中心とした秋田県透析災害時ネットワークを発足する。

また、本ネットワークの構築・施行は、秋田腎不全研究会と公益社団法人秋田県臨床工学技士会が連携し、対応していくこととする。

II. 組織

本県の大規模災害を想定した場合、全県が被災地となり大きなダメージを受け、いずれの施設でも対策本部機能が遂行できなくなる可能性は極めて低い。そこで秋田県を9地域に分け、9地域の何処かが被災地となった場合、当該被災地のみならず他地域も協力して災害援助を行うこととする。

事務局・本部は下記のとおり設置する。

- 1) 事務局（全県本部）：秋田腎不全研究会事務局（秋田大学大学院 腎泌尿器科学講座内）

秋田大学医学部附属病院 血液浄化療法部

- 2) 地域別本部

大館鹿角：大館市立総合病院

能代山本北秋田：能代厚生医療センター

秋田市北部：秋田厚生医療センター

秋田市中央部：市立秋田総合病院

秋田市南部：秋田赤十字病院

由利本荘：由利組合総合病院

大仙仙北：大曲厚生医療センター

平鹿：平鹿総合病院

湯沢雄勝：雄勝中央病院

Ⅲ. ネットワーク参加透析施設と代表者

別紙名簿に県内透析施設の代表者、副代表者、所在地、連絡先、メーリングリストの一覧を示す。

各透析施設には以下に定める代表者と副代表者をおく。双方とも透析医療に関わる者で、災害発生後早期にメーリングリストにより状況を報告し、災害状況の発信や他被災地域からの患者の受け入れの要請・応諾などの実務連絡を行うものとする。

代表者 1名：透析担当医師が望ましい

副代表者 1名：看護師長あるいは臨床工学技士が望ましい

Ⅳ. 平常時における全県本部・地域別本部および各施設の役割

1) 事務局の役割

①事務局は、災害発生の際に速やかなライフラインの確保、復旧が行えるように、県庁、支庁、市町村庁、電力会社、水道局、警察など関係各庁に、以下の内容について説明、協議をもつ。

A) 地域の患者数など透析治療の現状の説明

B) 透析治療の特殊性、特に電気・水道等の確保の重要性を説明

②災害発生時の実際的な動きの確認とシミュレーション

③緊急時連絡システムの構築とシミュレーション

2) 地域別本部の役割

①地域別本部は、全県本部と同様に各地域の関係各庁に説明、協議をもつ。

②患者の移送に際して速やかな協力体制がとられる地域との連携システムを構築する。

3) 各施設の役割

①災害発生時の患者と各透析施設との連絡方法を確立する。

②地域別本部・事務局との情報交換のシステムを構築する。

V. 災害発生時の事務局・地域別本部の起動・対応と各施設の対処

1) 起動

事務局・地域別本部は震度5以上の地震と、国または地方公共団体により災害救助法が適用されるような、広範囲にわたる建造物の損壊・焼失、浸水・流失、交通網の遮断などの被害が発生した場合に活動を開始する。

2) 事務局の対応

事務局は全県本部としての機能を有し、情報共有手段としてメーリングリストにて以下の行動を速やかに行う。

- ①災害ネットワーク活動開始の報告および被災地域・周辺の地域別本部・各施設へ1次情報発信をはじめとした対応開始の連絡をする。
- ②地域別本部で対応が不可能な場合、地域別本部を越えて被災地域の協力要請を取りまとめる。
- ③行政機関や県外の透析医療関連団体との連絡センターとして、応援の依頼その他を行う

3) 地域別本部の対応

地域別本部は情報共有手段としてメーリングリストにて以下の行動を速やかに行う。

また、必要と判断した場合、事務局（全県本部）からの連絡を待たず対応を開始できる。

- ①地域別本部は各担当地域の被災施設からの被害状況を把握し、地域内での受け入れ依頼・応諾を整備する。（実際の患者の移動は、原則として医療機関同士の話し合いで決めていくものとする）
- ②各担当地域において情報発信のない施設への状況確認を行い、情報発信の要請または代行して情報発信をする。
- ③地域内での対応が不可能である場合、非被災地域での受け入れ依頼・応諾を整備し、被災施設に連絡する（実際の患者の移動は、原則として医療機関同士の話し合いで決めていくものとする）

4) 被災施設の対処

被災地域の各施設は被害状況を確認し、情報共有手段としてメーリングリストにて地域別本部・事務局（全県本部）へ下記の状況を速やかに報告する。

1 次情報 被害なしの施設：被害なし

被害ありの施設：透析不能状況 患者受け入れ要請（患者数〇名）

2 次情報 被害なしの施設：患者受け入れ応諾（患者数〇名）

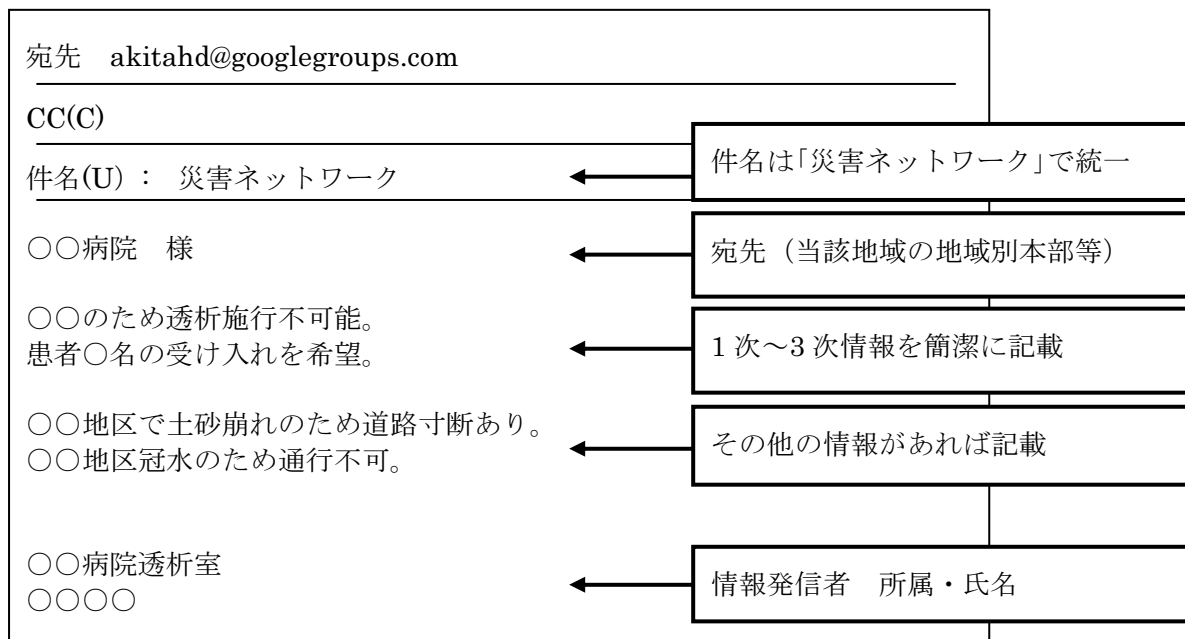
被害ありの施設：その他必要な援助要請（スタッフ数〇名・装置〇台等）

3 次情報 被害なしの施設：その他必要な援助要請への応諾

（スタッフ数〇名・装置〇台等）

被害ありの施設：その他必要な援助要請

※メール発信時のフォーマット



VI. 緊急時の連絡方法

情報共有手段として、メーリングリストを使用するが、インターネット環境に障害が発生した場合には別に何らかの情報共有手段を使用し状況の報告を行う。

なお、緊急時には電話の通信規制がかかり一般電話がつながりにくい状況が出現するため、以下のような複数の通信手段を利用して病院相互、患者との連絡を取ることを検討。

- 1) 災害時優先電話：優先的に電話をかけられる
- 2) 公衆電話：災害時優先電話である
- 3) 携帯電話
- 4) 衛星電話：秋田県内基幹病院に設置されており、地域別本部間で連絡できる。(各施設への協力要請他の整備が必要)

参考：日本透析医会災害情報ネットワークホームページ

<http://www.saigai-touseki.net/>

第1版 平成24年10月15日 作成

秋田県透析施設災害時ネットワーク構築ワーキンググループ

第2版 平成30年5月2日 改訂

秋田腎不全研究会 災害対策委員

公益社団法人 秋田県臨床工学技士会 災害対策委員会